

# [ I ] 平成 2 1 年度企画部事業計画（案）

## 第 1 不動産登記業務対策事業（不動産登記法委員会）

### 1 通常業務対策

不動産登記業務は、司法書士制度の中核であり、他の士業とは比べるまでもなく非常に多くの市民との関わりをもつ業務であるため、国民の権利を保護するという使命のもと、会員全体が高度な執務を行う必要があるとの基本認識を維持し、今年度は立会業務並びに登記識別情報に関連する業務の適正化に加え、相続登記関連業務の質的向上を図りたい。

#### (1) 相続登記関連業務の研究、資料作成、研修会の企画

##### ① 相続登記業務マニュアルの作成

相続相談に関する事情聴取・確認・調査・助言すべき事項等について

##### ② 相続に伴う家事事件の研究

特別代理人、相続放棄、限定承認などの実務等について

##### ③ 上記に関する研修会の企画

#### (2) 立会業務の研究、資料作成、研修会の企画

##### ① 前年度作成した実務資料の充実

##### ② 宅地建物取引業にかかる重要事項の研究、資料作成

##### ③ 上記に関する研修会の企画

### 2 オンライン申請利用促進

当会の司法書士認証カード取得率並びにオンライン利用率は、全国平均に比して圧倒的な数値を達成している。これは、①定款電子認証（印紙代軽減、嘱託オンライン化）、②登記手数料等値下げ（乙号オンライン）、③オンライン申請の「特例方式」導入などのオンライン促進策等に対するこれまでの当会の取組みと、会員の高度な意識に裏付けられた不断の努力により成されたものであると言える。

しかし、現状のオンライン利用状況に甘んじるわけにもいかない。昨年9月内閣IT戦略本部は「オンライン利用拡大行動計画」を公表し、登記手続全体のオンライン利用率を平成23年度末までに57%、25年度末までに71%とする目標値を設定した。また、そのための取組みとして、「乙号申請のソフトウェア改善による格段の操作性向上」、「登記手数料の半額」などの方針を打ち出している。

現状における不動産登記オンライン申請は、かなりの手間・負担

がかかるものであるが、オンライン申請に対応することは甲号申請における「対抗要件の早期取得」、「登録免許税の軽減」、乙号申請における「登記手数料の軽減」という国民の権利及び利益の保護に直結するものであって、司法書士としてはこのオンライン申請への対応は避けられないものと考えられる。「乙号オンライン」についても、既に私書箱または窓口による交付が始まっており、今後のオンライン環境の改善を待つことなく、積極的に取り組んでいく必要がある。

### 3 その他

債権譲渡・動産譲渡登記を利用したABL融資（不動産、保証人に過度に依存せず、企業が有する債権や動産等の流動資産を一体として担保とする融資手法）に関連する登記・相談業務についても司法書士業務として確立させるために研究するほか、登記識別情報制度等に対する今後の法制度の改正動向にも注視し、随時対応していく必要がある。

上記につき、委員会（5～6名）を組織して対処していきたい。

予算 事業費	金 50,000円（研究用書籍購入等）
旅費日当	金 250,000円（※1）
計	金 300,000円

※1 1時間 900円 × 6名 × 4時間 × 6回 + 旅費 ≒ 約 250,000円

## 第2 商業法人登記業務対策事業（企業法務委員会）

### 1 事業承継対策

この「事業承継問題」に関しては、「経営承継円滑化法（平成20年10月1日施行。ただし、遺留分特例については平成21年3月1日施行。）」により、①遺留分の民法特例、②事業承継時の金融支援、③事業承継税制の基本的枠組みなどが定められ、法制・税制の面からは概ね基盤整備がなされている。

しかし、これらの制度は事業承継計画を円滑にするためのツールに過ぎず、そのいずれも「事業承継の総合的な計画」がなければ十分な活用はできない。事業承継の相談では、その企業が抱える様々な事象を聴取・分析し、これに会社法・税務の知識を活用した対策をとることが要求される。その際のツールとしてこれらの制度が利用できるものであって、まず根本として求められることは、企業から寄せられる幅広い相談内容への対応及び総合的な事業承継計画の作成なのである。

したがって、この事業承継計画の作成実務の習得は、企業法務全

体についての司法書士業務の質的向上に資するものとする。司法書士が行う商業法人登記業務・企業法務相談の質的向上を図り、中小企業経営者との関わりをより強いものにしていくことによって、中小企業に関わる国民の権利保護に資することができるとの基本認識を今年度も維持し、前年度からの取組みである「事業承継問題」への研究を継続して行いたい。

## 2 その他

商業法人登記業務の質的向上、商業法人登記におけるオンライン申請対策、社団・財団法人制度のほか法人制度全体の理解・実務習得も重要であるが、今年度は前項の事業に力点をおき、その他の分野については必要に応じて取り組むこととしたい。

上記につき、委員会（5～6名）を組織して対応していきたい。

予算	事業費	金	50,000円	（研究用書籍購入等）
	旅費日当	金	250,000円	（※1）
	計	金	300,000円	

※1 1時間 900円 × 6名 × 4時間 × 6回 + 旅費 ≒ 約 250,000円

## 第3 多重債務対策事業（多重債務対策委員会）

多重債務問題への取組みは、最終的に「貧困、格差、自殺」という社会構造の問題への取組みに至り、現在も国・自治体を挙げての対策が続いている。自治体、金沢弁護士会、北陸財務局などが多重債務相談窓口を新たに設置、あるいは拡充したことによって、当会に寄せられる多重債務相談は一時減少傾向を見せていたが、今年に入って再び増加に転じている。昨今の金融危機に起因する世界同時不況から雇用不安も生じ、今後、多重債務相談がさらに増加することも予想される。

今年度も、継続してこの問題には重点的に取り組み、自治体その他関係機関との連携を図り、相談員の派遣などを通じて多重債務者の掘り起こしを図るとともに、多重債務相談員の情報共有化、新規相談員及び受託者を拡充していくほか、会員の多重債務実務の質的向上を図るために新たな判例、貸金業法の動向などに随時対応していきたい。

### 1 対内事業

#### （1）研修事業

① 倒産法（民事再生法、破産法など） 講師：外部講師DVD

- ② 債権執行 講師：DVD
- ③ 貸金業法（信用情報機関等） 講師：財務局担当官
- ④ 過払訴訟 講師：DVD
- ⑤ 多重債務実務基礎講座（初心者向） 講師：未定  
クラス制（10名程度）、シリーズ制の集中講座

(2) 執務サポート事業

- ① メーリングリストの継続
- ② 多重債務情報共有掲示板（オンラインストレージ又はホームページ）の立上げ

(3) 研究事業

- ① 過払訴訟の判例

**2 対外事業**

(1) 地方自治体ほか関係機関と相互に協力体制を構築して「掘り起こし」を推進する。

(2) 自殺予防対策

石川県（障害保険福祉課）からの要請に基づいて多重債務対策に協働する。

**3 その他**

多重債務問題改善プログラムから要請される事項

上記につき、委員会（5～6名）を組織して対応していきたい。

予算	事業費	金110,000円（※1）
	旅費日当	金870,000円（※2）
	計	金980,000円

※1	研究用図書費等	50,000円
	多重債務情報掲示板の作成・管理費	60,000円
※2	日当（委員会）900円×6名×4時間×10回＝	216,000円
	旅費（委員会）4,000円×6名×10回＝	240,000円
	日当（研修講師）20,000円×10回＝	200,000円
	旅費（研修講師）4,000円×2名×10回＝	80,000円
	日当（その他）900円×2名×3時間×10回＝	54,000円
	旅費（その他）4,000円×2名×10回＝	80,000円

**第4 消費者問題対策事業（消費者委員会）**

平成20年6月18日に改正特定商取引法、割賦販売法が公布さ

れ、その施行は公布後1年6ヵ月以内（一部は既に施行され、2年6ヵ月後に施行される部分もある。）とされており、本年12月頃に基本部分である「指定商品制・割賦要件の廃止」、「クレジット契約のクーリングオフ」等が施行される。悪質商法被害への取り組みにあたっては、これら改正法だけでなく消費者契約法の習熟も重要であり、相談業務のためにも必要不可欠である。

また、振込詐欺やヤミ金被害等について、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」が平成20年6月21日施行され、司法書士の関与が可能とされている。更に近時の本会主催の相談会では、これまで当会が重点的に取り組んでいなかった分野である交通事故や労働問題等に関する相談が増加する傾向にあるなど、ここ数年、司法書士に求められる法的サービスは多様化し、消費者問題に対する司法書士の執務姿勢・意識をより積極化させる必要が生じてきている。

そこで、今年度は、第一に改正特定商取引法・割賦販売法施行後において、会員が実務を円滑に行うことができるよう法令を研究し、その成果を会員に周知すべく研修会を開催したい。

また、今後司法書士の関与が可能かつ必要とされる分野についても同様に研究を重ね、その成果を会員に周知すべく研修会を開催したい。

- 1 特定商取引法、割賦販売法の研究
- 2 消費者相談等への対応
- 3 上記に関する研修会の企画

上記につき、委員会（5～6名）を組織して対応していきたい。

予算	事業費	金	50,000円	（研究用書籍購入等）
	旅費日当	金	250,000円	（※1）
	計	金	300,000円	

※1 1時間900円×5名×4時間×6回＋旅費 ≒ 約250,000円

## 第5 新法令対応等

「平成の民事立法ラッシュ」と表現されるほど、ここ数年間民事立法が続いているが、この流れは当分続くものと予想される。民法（債権法）改正、非訟事件手続法、家事審判法の改正、任意売却促進のための担保権消滅制度の創設など、具体的な立法作業ないし見直し作業が進んでいるもののほか、改正の検討を要する民事法は山積している状況にある。その中には民法の物権法や親族法も含まれ

ているようである。当会の今年度事業として、これら民事立法の動向に対して具体的な活動をするということを考えているわけではなく、こうした新法令の動向ないし新制度の情報を把握していくことは、会員全体にとって重要であると考えられる。

事業計画として提示することは難しいが、具体的な立法動向に対して適時対応していくために、日頃から情報収集に努め、会員の執務に必要な事項について研究し、研修会等で情報伝達を行いたい。

- 1 法令改正動向等の研究、情報伝達
- 2 研修会の企画、実施
- 3 企画部会（3回程度）

予算 旅費日当 金 100,000円（※1）

※1 1時間900円×5名×4時間×3回＋旅費 ≒ 約100,000円

予算総合計	事業費	金	260,000円
	旅費日当	金	<u>1,720,000円</u>
	合計	金	1,980,000円